

ゼネコン

品質証明業務

- ECI工事において、連絡担当者と品質証明者は、兼務可能か
⇒ 品質証明者は、第三者性を担保するため、現場に従事していない者が担当する必要があることから、兼務は不可
- 品質証明業務に含まれる工事監理について、直接人件費のみではなく、諸経費や技術料等経費を計上することを検討してほしい
⇒ 一般的な工事監理業務の積算方法と同様に技術業務の諸経費等を計上することとする。
なお、工事の共通費は対象外とする(共通仮設費に積み上げ、現場管理費及び一般管理費等の対象外)
- 上記の工事監理について、業務細分率を30%程度としている理由、また、建築士法に基づく工事監理との整合を確認したい
⇒ 工事監理は、建築士法に規定された「設計図書どおりに実施されているかを確認すること」が求められており、告示8号の標準業務を一律に全て実施することが義務付けられているものではないとの考えのもと標準業務の項目及び業務内容を踏まえ、工事監理の業務細分率を概ね30%程度としている

コンサル

- 設計業務における技術者ランクについて、業務実態を踏まえ、設定してほしい
⇒ 追加業務における技術者の設定については、見積を徴収する際に、その業務内容に応じて、実態に即した技術者ランクを技師C相当の人工数に換算して算定し、特記仕様書に明示することを再度、地方防衛局へ周知
- 設計業務の業務人工数を事前に交付してほしい
⇒ 見積もりを徴収した設計項目(設計業務委託積算要領の項目を除く)について、公表する方向で検討中